

議案第 5号

押印及び署名見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

押印及び署名見直しに伴う関係条例の整理に関する条例を別案のように制定する。
よって、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和8年 3月 3日 提 出 木祖村長 奥 原 秀 一

令和8年 3月 日 議 決 議会議長 栗 屋 正 一

押印及び署名見直しに伴う関係条例の整理に関する条例案
(木祖村議会委員会条例の一部改正)

第1条 木祖村議会委員会条例（昭和62年木祖村条例第10号）の一部を次のように改正する。

第27条第1項中「署名又は記名押印」を「記名」に改める。

(木祖村固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第2条 木祖村固定資産評価審査委員会条例（昭和26年木祖村条例第11号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「押印」を「記名」に改める。

第7条第3項、第8条第5項及び第8項、第9条第2項並びに第10条第2項中「署名押印」を「記名」に改める。

第11条第1項中「押印」を削る。

(木祖村火入れに関する条例の一部改正)

第3条 木祖村火入れに関する条例（昭和59年木祖村条例第19号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「印」を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

第1条 木祖村議会委員会条例（昭和62年木祖村条例第10号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（記録）</p> <p>第27条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに<u>署名又は記名押印</u>しなければならない。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（記録）</p> <p>第27条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに<u>記名</u> _____ しなければならない。</p> <p>2 （略）</p>

第2条 木祖村固定資産評価審査委員会条例（昭和26年木祖村条例第11号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（審査の方法）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 審査申出書には、審査申出人（審査申出人が法人その他の社団又は財団であるときは代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によつて審査の申出をするときは代理人）が<u>押印</u>しなければならない。</p> <p>5・6 （略）</p> <p>（審査申出人の口頭による意見陳述）</p> <p>第7条 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（審査の方法）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 審査申出書には、審査申出人（審査申出人が法人その他の社団又は財団であるときは代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によつて審査の申出をするときは代理人）が<u>記名</u> しなければならない。</p> <p>5・6 （略）</p> <p>（審査申出人の口頭による意見陳述）</p> <p>第7条 （略）</p> <p>2 （略）</p>

3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。

(1)～(3) (略)

(口頭審理)

第8条 (略)

2～4 (略)

5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない。

(1)～(3) (略)

6・7 (略)

8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、審理を行つた委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。

(1)～(5) (略)

(実地調査)

第9条 (略)

2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、調査を行つた委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。

(1)～(4) (略)

(議事についての調書)

第10条 (略)

2 前項の調書には次に掲げる事項を記載し、議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。

(1)～(4) (略)

3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに記名_____しなければならない。

(1)～(3) (略)

(口頭審理)

第8条 (略)

2～4 (略)

5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、提出者がこれに記名_____しなければならない。

(1)～(3) (略)

6・7 (略)

8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、審理を行つた委員及び調書を作成した書記がこれに記名_____しなければならない。

(1)～(5) (略)

(実地調査)

第9条 (略)

2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、調査を行つた委員及び調書を作成した書記がこれに記名_____しなければならない。

(1)～(4) (略)

(議事についての調書)

第10条 (略)

2 前項の調書には次に掲げる事項を記載し、議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに記名_____しなければならない。

(1)～(4) (略)

<p>(決定書の作成)</p> <p>第11条 委員会は審査の決定をする場合においては、次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した決定書を作成しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(決定書の作成)</p> <p>第11条 委員会は審査の決定をする場合においては、次に掲げる事項を記載し、委員会が記名____した決定書を作成しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>
--	--

第3条 木祖村火入れに関する条例（昭和59年木祖村条例第19号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>様式第1号（第2条関係）</p> <p>(略)</p>	<p>様式第1号（第2条関係）</p> <p>(略)</p>

議案第5号 押印及び署名見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

1. 制定理由

行政手続における村民負担を軽減し、村民の利便性の向上を図るため、村の行政手続及び内部手続において求めている押印及び署名について見直しを行うもの。

2. 押印及び署名を見直す条例

①木祖村議会委員会条例

- ・委員会記録の「署名又は記名押印」を「記名」に改正

②木祖村固定資産評価審査委員会条例

- ・審査申出書の「押印」を「記名」に改正
- ・意見陳述調書の「署名押印」を「記名」に改正
- ・口述書の「署名押印」を「記名」に改正
- ・口頭審理調書の「署名押印」を「記名」に改正
- ・実地調査調書の「署名押印」を「記名」に改正
- ・議事調書の「署名押印」を「記名」に改正
- ・決定書の「押印」を廃止

③木祖村火入れに関する条例

- ・様式第1号（火入許可申請書）の申請者の「印」を削除

3. 施行日

令和8年4月1日から施行

《参考》

①規則・告示・訓令に謳われている見直しについては、押印や署名を求めない旨の特例例規を制定し、令和8年4月1日から実施する。

②押印見直し結果

対象手続数(A)	押印廃止数(B)	押印廃止率(B/A×100)
639 件	576 件	90.1 %

- ・条例改正により廃止する手続き 9 件
- ・特例例規を制定して廃止する手続き 541 件
- ・慣行による手続きで廃止する手続き 26 件
- ・押印を継続する手続き 63 件

③署名見直し結果

対象手続数(A)	署名廃止数(B)	署名廃止率(B/A×100)
444 件	293 件	66.0 %

- ・条例改正により廃止する手続き 6 件
- ・特例例規を制定して廃止する手続き 278 件
- ・慣行による手続きで廃止する手続き 9 件
- ・署名を継続する手続き 151 件